

# 令和8年度eスポーツによる「ふくしま」活性化事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和8年度eスポーツによる「ふくしま」活性化事業業務委託

### (2) 委託の目的

本委託業務は、年齢や性別等の属性に関わらず、誰もが楽しめるeスポーツの特性を活用し、地域コミュニティの活性化を図ること、地域課題の解決手段の一つとして有用なeスポーツを、県内の自治体及び民間団体等の多様な主体によって自走化できる環境づくりを行うことを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「令和8年度eスポーツによる「ふくしま」活性化事業業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおり

### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

### (5) 委託先選定数

1者

### (6) 委託契約額の上限

7,688,945円(消費税及び地方消費税を含む)

## 2 書類の提出先及び担当課(以下「事務局」という。)

福島県企画調整部地域振興課(担当:石上)

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

電話 024-521-7102(直通)

メールアドレス [tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp)

## 3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和8年3月19日(木)
質問受付期限	令和8年3月24日(火)午後4時
質問に対する回答	令和8年3月25日(水)※予定
参加申込書提出期限	令和8年3月30日(月)午後4時
参加資格審査結果の通知	令和8年3月31日(火)※予定
企画提案書等の提出期限	令和8年4月20日(月)午後4時
審査会	令和8年4月22日(水)※予定
選定結果の通知及び契約締結	令和8年5月上旬

## 4 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機

関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県地域振興課ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出してください。

### (1) 提出期限

令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 4 時まで（必着）

### (2) 提出方法

2 の事務局宛に電子メールにより提出してください。電子メールの件名は「【質問】令和 8 年度 e スポーツによる「ふくしま」活性化事業業務委託」とし、電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問には応じません。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県地域振興課ホームページにおいて公表します。なお、個別の回答は行いません。

### (4) 回答日

令和8年3月25日(水)(※予定)

## 7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書(第2号様式)を以下により提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年3月30日(月)午後4時まで(必着)

### (2) 提出方法

ア 2の事務局宛に電子メールにより提出してください。提出した場合は、電話により送付した旨をお知らせください。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前9時から午後4時までとします。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加申込書を提出しなかった者は、8に定める企画提案書等の提出ができないものとします。

## 8 参加資格審査結果の通知

### (1) 期日

令和8年3月31日(火)(※予定)

### (2) 審査方法

書類審査により決定する。

### (3) 発表方法

参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年4月20日(月)午後4時(必着)

### (2) 提出方法

2の事務局宛に持参又は郵送により提出してください。

ア 持参する場合は、提出期限まで(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとします。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付してください。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めません。

### (3) 提出書類

#### ア 企画提案書及び工程表

仕様書（案）の内容及び下記 10 の評価基準を踏まえ、想定している事業内容に加え、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

なお、A 4 版横両面、横書き、左上綴じ、20 枚を上限（表紙を除く）、表紙には「令和 8 年度 e スポーツによる「ふくしま」活性化事業業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。

#### イ 事業者概要書（第 3 号様式）

#### ウ 業務実施体制書（第 4 号様式）

#### エ 見積書（任意様式で A 4 版とする）

※見積の総額及び内訳について作成し、社名の下に担当者名・所属部署、連絡先を記載すること。

#### オ その他企画提案に必要な書類

### (4) 提出部数

6 部（正本 1 部・副本 5 部）

### (5) 企画提案書の内容

企画提案書は仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

ア 仕様書に記載している業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

イ 各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

ウ 予算の範囲内において、県内に e スポーツによる事業効果を広く波及させ、県以外の多様な主体による e スポーツの自走化につながる提案を行うこと。

エ 仕様書に定める業務のほか、予算内において実施できる効果的な独自提案をすること。

## 10 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

## 11 提案書の審査及び委託候補者の選定

### (1) 審査方法

プロポーザル参加者からの提案について、県はプレゼンテーション審査においてこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

なお、プロポーザル参加者が 1 社の場合、全審査委員の合計得点の平均が 6 割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議の上、業務委託予定者を決定します。

### (2) 審査

参加者による企画提案書に基づくプレゼンテーションを、審査員は上記 10 に定める評価基準に基づいて採点し、全審査員の合計点数から業務委託予定者を選定します。

### (3) 開催日等

令和8年4月22日(水)(※予定)

なお、開催時間及び場所については、参加申込書の提出があった者に対して別途伝達します。

### (4) 開催方法

ア プレゼンテーション審査での対応は3名以内とします。

イ プレゼンテーション審査においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行います。

ウ プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答について10分程度で実施します。

エ その他参考資料(プレゼンボード、写真等)の持ち込みは可としますが、説明に際して資料を追加して提出することはできません。

### (5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

## 12 契約の締結

### (1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとします。

### (3) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

## 13 留意事項

(1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(2) プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書(第5号様式)を提出してください。

(3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めません。

(4) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

(5) 提出された企画提案書等は返却しません。

(6) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

審査項目		評価基準	配点
1 業務遂行の能力	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務を実施する上で十分な体制であるか。</li> <li>・ 事業遂行に必要な業務実績を有しているか</li> <li>・ eスポーツを扱うための知識やノウハウを備えているか</li> </ul>	10
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知期間の確保等、適切な事業スケジュールが設定されているか</li> <li>・ 業務を円滑に実施できる計画であるか。</li> <li>・ 進行管理体制は適切か。</li> </ul>	5
	効果測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定性的・定量的な事業効果の測定方法が設定されているか</li> </ul>	5
2 企画提案能力	eスポーツアドバイザー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eスポーツ事業の自走化に資する提案となっているか。</li> <li>・ アドバイザーの任命候補は、内容及び人数等が効果的な事業実施につながる提案となっているか。</li> <li>・ 実効性のあるマニュアルの構成が明示されているか。</li> </ul>	25
	eスポーツ多世代交流会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eスポーツ未経験の参加者も容易に理解できる企画となっているか</li> <li>・ 参加者の確保や当日の進行が具体的に想定されているか。</li> </ul>	20
	市町村対抗eスポーツ交流大会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eスポーツ経験に関わらず参加でき、活発な交流につながる企画が計画されているか</li> <li>・ 大会実施に必要な会場・機材が確保され、機器の故障や不具合に対応できる体制となっているか</li> </ul>	20
	事業目的達成への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様に掲げたもの以外に、事業目的を達成するための効果的な取組の提案があるか。</li> </ul>	10
	経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容に対して妥当性のある積算内訳となっているか。</li> </ul>	5
合 計			100